

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 3 月 29 日 (火) 第 298 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 土地利用基本計画の変更 (地域政策課取扱い) 1
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (3件) (社会福祉課取扱い) 2
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (4件) (社会福祉課取扱い) 2
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産振興課取扱い) 3
- 家畜伝染病予防法に基づく検査の実施 (11件) (畜産課取扱い) 4
- 収去飼料の試験結果の公表 (畜産課取扱い) 8
- 県営土地改良事業の計画の決定 (農地整備課取扱い) 9
- 基本測量の実施 (監理課取扱い) 9
- 公共測量の終了 (2件) (監理課取扱い) 9
- 道路の区域の変更 (4件) (道路維持課取扱い) 9
- 道路の供用の開始 (2件) (道路維持課取扱い) 10
- 道路の占用を制限する区域の指定 (道路維持課取扱い) 11
- 名瀬港港湾計画の変更の概要 (港湾空港課取扱い) 12
- 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱 (※) (管財課取扱い) 12

公 告

- 第13次鳥獣保護管理事業計画の公表 (自然保護課取扱い) 13
- イノシシ、ニホンジカ及びヤクシカに係る第二種特定鳥獣管理計画の公表 (自然保護課取扱い) 14
- 一般競争入札公告 (会計課取扱い) 14

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 17

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 283 号

国土利用計画法 (昭和49年法律第92号) 第 9 条第 1 項の規定により、土地利用基本計画を次のように変更した。

なお、変更後の土地利用基本計画に係る土地利用基本計画図は、鹿 児 島 県 総 合 政 策 部 地 域 政 策 課 並 び に 関 係 市 役 所 及 び 関 係 町 村 役 場 に お いて 縦 覧 に 供 す る。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

変 更 の 要 旨

土地利用基本計画図の都市地域、森林地域及び自然公園地域に関する次の表に掲げる変更

変 更 の 概 要	関 係 市 町 村
公有水面埋立てにより生じた区域の都市地域の拡大	指宿市
現況が森林でない区域の森林地域からの除	霧島市及び瀬戸内町

外	
自然公園として保護・利用する必要がある区域の自然公園地域の拡大	三島村

鹿児島県告示第284号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	廃止年月日
まごころ調剤薬局	いちき串木野市大原町80-2	令和 4 年 1 月 31 日

鹿児島県告示第285号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 者		事 業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人 隣の会	鹿屋市笠之原町7402番 地 5	訪問看護ステーション りん	鹿屋市笠之原町7402番 地 5	令和 4 年 1 月 31 日

鹿児島県告示第286号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 者		事 業 所		廃止年月 日	サービ スの種 類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
特定非営利活動法 人隣の会	鹿屋市笠之原町7402 番地 5	訪問看護ステーシ ョンりん	鹿屋市笠之原町7402 番地 5	令和 4 年 1 月 31 日	訪 問 看 護, 介 護 予 防 訪 問 看 護

鹿児島県告示第287号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	指定年月日
阪神調剤薬局ゆのもと駅前店	日置市東市来町湯田3610番地 6	令和 4 年 2 月 1 日

阪神調剤薬局ひよし店	日置市日吉町日置1152番地 1	令和 4 年 2 月 1 日
阪神調剤薬局いちき串木野店	いちき串木野市大原町80番地 2 号	令和 4 年 2 月 1 日
始良しんさとクリニック	始良市池島町30番28	令和 4 年 3 月 1 日
アレッタ薬局	始良市池島町30番29	令和 4 年 3 月 1 日
あすなろ薬局	薩摩川内市中郷一丁目12番21号	令和 4 年 3 月 1 日
地域のそよかぜ薬局 C	霧島市隼人町真孝3677	令和 4 年 3 月 1 日

鹿児島県告示第288号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業者		事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人隣の会	鹿屋市笠之原町7402番地 5	訪問看護ステーションりん	鹿屋市笠之原町7402番地 5	令和 4 年 2 月 1 日

鹿児島県告示第289号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業者		事業所		指定年月日	サービスの種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
社会福祉法人隣の会	鹿屋市笠之原町7402番地 5	訪問看護ステーションりん	鹿屋市笠之原町7402番地 5	令和 4 年 2 月 1 日	訪問看護、介護予防訪問看護

鹿児島県告示第290号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
古澤佑樹	KE i ROW霧島ステーション 霧島市隼人町真孝177番地 7	令和 4 年 2 月 1 日	はり、きゅう
野畑佳裕	長島整骨院 出水郡長島町藏之元949	令和 4 年 3 月 10 日	はり、きゅう、柔道整復

鹿児島県告示第291号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和4年3月29日から同年4月12日まで錦江漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和4年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
霧島市隼人町真孝708番地2 岩元良祐
霧島市隼人町小浜22番地4 安木高治
霧島市隼人町住吉1935番地3 川畑博司
- 2 加入区
錦江加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
錦江漁業協同組合

鹿児島県告示第292号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛のブルセラ症及び結核の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和4年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 種付け又は家畜人工授精の用に供し、若しくは供する目的で飼育している雄牛で種畜検査を受検するもの。ただし、ブルセラ症及び結核にかかっていない旨の証明書を有する雄牛を除く。
 - (2) 管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛
- 2 検査の方法
ブルセラ症にあつては急速凝集反応検査、酵素免疫測定法、疫学的検査又は臨床検査、結核にあつてはツベルクリン検査、疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第293号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の死体の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和4年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲
牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。
- 2 検査の方法
酵素免疫測定法、疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
--------	-------

県 下 全 域	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日
---------	--

鹿児島県告示第294号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、馬伝染性子宮炎の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬
- 2 検査の方法
細菌学的検査，血清学的検査，疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第295号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、馬パラチフスの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬
- 2 検査の方法
凝集反応検査，疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第296号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚のオーエスキー病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 繁殖の用に供する目的で県内へ導入した豚（オーエスキー病にかかっている旨の証明書有するものを除く。）で管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めるもの
 - (2) 県内豚飼養農家で別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの
- 2 検査の方法

ラテックス凝集反応法，酵素免疫測定法，中和試験，疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第297号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和4年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 種類

家きん（鶏，あひる，うずら，きじ，だちょう，ほろほろ鳥及び七面鳥）

(2) 範囲

県内で家きんを100羽以上（だちょうについては，10羽以上）飼養する農家で，別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの

2 検査の方法

酵素免疫測定法，寒天ゲル内沈降反応検査，その他必要な検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第298号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，蜜蜂の腐蛆病^モの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和4年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養され，転飼をしようとする蜜蜂及び管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める蜜蜂

2 検査の方法

肉眼検査，細菌学的検査，疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第299号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，アカバネ病，チュウザン病，アイノウイルス感染症の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実

施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県内で飼育している越冬していない牛で管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めるもの

2 検査の方法

中和試験，ウイルス学的検査，疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第 300 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により、雄牛の牛カンピロバクター症及びトリコモナス症，種豚のブルセラ症及びオーエスキー病並びに種馬の馬パラチフスの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種付け又は家畜人工授精の用に供し、若しくは供する目的で飼育している雄牛，雄豚及び雄馬で種畜検査を受検するもの

2 検査の方法

牛カンピロバクター症にあつては培養検査，蛍光抗体法，PCR 検査，疫学的検査又は臨床検査，トリコモナス症にあつては顕微鏡検査，疫学的検査又は臨床検査，ブルセラ症にあつては凝集反応検査，補体結合反応検査，疫学的検査又は臨床検査，オーエスキー病にあつてはラテックス凝集反応法，酵素免疫測定法，疫学的検査又は臨床検査，馬パラチフスにあつては凝集反応検査，疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第 301 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により、豚熱の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 種類

豚

(2) 範囲

県内豚飼養農家で別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの

2 検査の方法

酵素免疫測定法，中和試験，その他必要な検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第302号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，ヨーネ病の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和4年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 種付けの用に供し，又は供する目的で飼育している雄牛
- (2) その他管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めたもの

2 検査の方法

予備的抗体検出法，リアルタイムPCR法，ヨーニン検査，疫学的検査，臨床検査又は細菌検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第303号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により，令和4年1月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は，次のとおりである。

令和4年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称，法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
南日本くみあい飼料（株） 谷山工場 6340001004241 （鹿児島市）	同左	くみあい配合飼料 鹿児島健咲後期CM	令和 4.1	栄養成分等—粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		くみあい配合飼料 鹿児島いとこ仕上CM	4.1	栄養成分等—粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		くみあい配合飼料 JA鹿児島黒豚用	4.1	栄養成分等—粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		くみあい配合飼料	4.1	栄養成分等—粗たん白質，粗脂肪，粗	無

	肉用牛育成用		繊維，粗灰分，カルシウム，りん	
	くみあい配合飼料	4.1	栄養成分等一粗たん白質，粗脂肪，粗	無
	肉用牛繁殖用		繊維，粗灰分，カルシウム，りん	
	くみあい配合飼料	4.1	栄養成分等一粗たん白質，粗脂肪，粗	無
	鹿児島黒牛極前期		繊維，粗灰分，カルシウム，りん	

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第304号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業農村地域防災減災（用排水施設整備）（農業用排水施設整備）ウプインジュ地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 4 年 3 月 30 日から同年 4 月 26 日まで
- 3 縦覧場所
与論町役場産業振興課

鹿児島県告示第305号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（航空重力測量）
- 2 作業の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- 3 作業の地域 鹿児島県全域

鹿児島県告示第306号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北薩地域振興局長から令和 3 年 7 月 30 日鹿児島県告示第849号で告示した公共測量の実施は、令和 4 年 3 月 16 日終了した旨の通知があった。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第307号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北薩地域振興局長から令和 3 年 7 月 30 日鹿児島県告示第850号で告示した公共測量の実施は、令和 4 年 3 月 16 日終了した旨の通知があった。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 4 年 3 月 29 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課に

において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	飯野松山都城線	曾於市末吉町南之郷字後原畑5295番4地先から同市末吉町南之郷字中崎1486番2地先まで	前	10.5～67.3	4,076.2
			前後	13.2～118.3	2,961.7
		後	13.2～118.3	2,961.7	

鹿児島県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	薩摩祁答院線	薩摩郡さつま町中津川字宇都山1994番2地先から同町中津川字星原1701番地先まで	前	13.6～24.6	211.6
			前	10.8～35.4	185.0
			後	10.8～35.4	185.0

鹿児島県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島吉田線	鹿児島市吉野町3042番33地先から同市川上町1945番地先まで	前	10.0～20.0	1,501.1
			後	25.0～28.0	1,493.0

鹿児島県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿児島吉田線	鹿児島市吉野町3042番33地先から同市川上町1945番地先まで	令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	帯迫下田線	鹿児島市吉野町3042番2地先から2902番21地先まで	前後	7.7～17.5 16.0～30.0	395.2 388.5

鹿児島県告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	帯迫下田線	鹿児島市吉野町3042番2地先から2902番21地先まで	令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、指定する区域を表示した図面は、令和4年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	226号	南さつま市坊津町泊字小泊164番1地先から163番地先まで 南さつま市加世田唐仁原字本寺609番1地先から同市加世田唐仁原字井樋屋敷445番1地先まで
	504号	薩摩郡さつま町泊野字小高峯4792番5地先から同町泊野字轟之元6083番1地先まで
県道	指宿鹿児島イン	指宿市池田字馬場迫4774番地先から同市池田字榊木6770番33地

ター線	先まで
志布志福山線	志布志市志布志町志布志字見帰866番地先から同市有明町伊崎田字下原8108番3地先まで
西之表南種子線	熊毛郡中種子町増田字西ノ園4242番6地先から同町増田字松本上6177番1地先まで
	熊毛郡中種子町増田字西犬城田2612番1地先から2609番1地先まで
伊仙天城線	大島郡伊仙町大字木之香字下島権171番5地先から同町大字犬田布字下コンヂヨ638番1地先まで
飯野松山都城線	曾於市末吉町南之郷字後原畑5296番3地先から同町南之郷字大内田2019番2地先まで
鹿島上甕線	薩摩川内市鹿島町藺牟田字花瀬562番地先から同市上甕町平良字中射場663番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 4 年 4 月 12 日

鹿児島県告示第315号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3の規定により、名瀬港港湾計画の一部を次のとおり変更した。

なお、変更後の名瀬港港湾計画は、鹿児島県土木部港湾空港課（鹿児島市鴨池新町10番1号）において縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 29 日

名瀬港港湾管理者 鹿児島県

代表者 鹿児島県知事 塩田康一

港湾計画の変更の概要

平成18年8月29日鹿児島県告示第1350号によりその概要を告示した名瀬港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

大規模地震対策施設計画

幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設（追加）

岸壁

地区名	公共用又は専用の別	水深（メートル）	バース数	用途
本港地区	公共用	7.5	1	フェリー用

鹿児島県告示第316号

役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱

役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）の一部を次のように改正する。

別表15の項中「調査・測定業務」を「ダイオキシン類調査等業務」に改め、同表中27の項を

29の項とし、16の項から26の項までを2項ずつ繰り下げ、15の項の次に次のように加える。

16	埋蔵文化財発掘調査業務
17	臨床検査業務

別表に次のように加える。

30	損害保険業務
----	--------

別記第1号様式中

情 報 処 理 業 務		調 査 ・ 測 定 業 務		
シ ス テ ム 開 発 業 務		薬 剤 空 中 散 布 業 務		
コ ン ピ ュ ー タ 関 連 保 守 業 務		旅 客 運 送 業 務		
〇 A 関 連 研 修 業 務		貨 物 運 送 業 務		
〇 A 機 器 賃 貸 業 務		給 食 業 務		
医 療 機 器 賃 貸 業 務		複 写 サ ー ビ ス 業 務		
車 両 賃 貸 業 務		電 気 通 信 サ ー ビ ス 業 務		を
寝 具 類 賃 貸 業 務		旅 行 業 務		
中 央 監 視 制 御 設 備 賃 貸 業 務		気 象 予 報 業 務		
空 気 調 和 設 備 賃 貸 業 務		会 場 設 営 業 務		
電 話 交 換 設 備 賃 貸 業 務		パ ー キ ン グ ・ メ ー タ ー 管 理 等 業 務		
蓄 電 池 設 備 賃 貸 業 務		森 林 整 備 業 務		
広 告 業 務		指 定 管 理 鳥 獣 捕 獲 等 事 業 業 務		
受 付 ・ 案 内 業 務				

情 報 処 理 業 務		埋 蔵 文 化 財 発 掘 調 査 業 務		
シ ス テ ム 開 発 業 務		臨 床 検 査 業 務		
コ ン ピ ュ ー タ 関 連 保 守 業 務		薬 剤 空 中 散 布 業 務		
〇 A 関 連 研 修 業 務		旅 客 運 送 業 務		
〇 A 機 器 賃 貸 業 務		貨 物 運 送 業 務		
医 療 機 器 賃 貸 業 務		給 食 業 務		
車 両 賃 貸 業 務		複 写 サ ー ビ ス 業 務		
寝 具 類 賃 貸 業 務		電 気 通 信 サ ー ビ ス 業 務		に
中 央 監 視 制 御 設 備 賃 貸 業 務		旅 行 業 務		
空 気 調 和 設 備 賃 貸 業 務		気 象 予 報 業 務		
電 話 交 換 設 備 賃 貸 業 務		会 場 設 営 業 務		
蓄 電 池 設 備 賃 貸 業 務		パ ー キ ン グ ・ メ ー タ ー 管 理 等 業 務		
広 告 業 務		森 林 整 備 業 務		
受 付 ・ 案 内 業 務		指 定 管 理 鳥 獣 捕 獲 等 事 業 業 務		
ダ イ オ キ シ ン 類 調 査 等 業 務		損 害 保 険 業 務		

改める。

附 則

この要綱は、令和4年3月29日から施行する。

公 告

第13次鳥獣保護管理事業計画の公表

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により、第13次鳥獣保護管理事業計画を別冊のとおり定めた。

令和4年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

（「別冊」は、省略し、鹿児島県環境林務部自然保護課、各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課及び大島支庁農林水産

部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。)

イノシシ、ニホンジカ及びヤクシカに係る第二種特定鳥獣管理計画の公表

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定により、イノシシ、ニホンジカ及びヤクシカに係る第二種特定鳥獣管理計画をそれぞれ別冊のとおり定めた。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

（「別冊」は、省略し、鹿児島県環境林務部自然保護課、各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課及び大島支庁農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。）

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県警察本部長 山田好孝

1 入札に付する事項

(1) 借入れをする物品等の名称及び数量

自動車保管場所証明電子化システム端末等の賃貸借 一式

(2) 借入れをする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和 5 年 2 月 28 日

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 借入期間

令和 5 年 3 月 1 日から令和10年 2 月 29 日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
- (3) 申請書類の受付期間
令和4年3月29日から同年5月6日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の提出場所
鹿児島県警察本部会計課
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566
- (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること(郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)
- (4) 入札書の提出期限
令和4年6月9日午後5時15分(郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)
- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 令和4年6月10日午前10時
イ 場所 鹿児島県警察本部会計課入札室(警察本部庁舎3階)
- (6) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(ア) 交付場所 (2)に同じ。
(イ) 交付期限 令和4年4月18日午後5時15分
- 5 契約条項を示す場所及び期限
4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県(鹿児島県警察本部長)を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
- (2) 契約保証金
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、

保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566
電話番号 099-206-0110（内線2232）
ファックス番号 099-206-5560

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Computerization system equipment for car keeping place certificate:1set
- (2) DELIVERY PERIOD:
As shown in the specification book
- (3) DELIVERY PLACE:
As shown in the specification book
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:15 p.m. 9 June 2022
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Finance Division
Police Administration Department
Kagoshima Prefectural Police Headquarters
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan
TEL 099-206-0110(ext.2232)
FAX 099-206-5560

鹿児島県公安委員会告示第28号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和4年3月29日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
回胴式遊技機	S けものフレンズ F S	株式会社ロデオ	1S1609